

令和元年度農地中間管理事業活動方針

令和元年 6月 公益財団法人香川県農地機構

1 本県農業・農村を取り巻く情勢とこれまでの取組経過

本県の農家1戸当たりの経営規模は全国平均の4割程度の0.9haと極めて零細であり、ほ場整備率も全国平均の6割程度の38.1%と低く生産基盤は他県に比べて非常に脆弱です。こうした状況の中、本県では恵まれた自然条件や地理的条件を生かし、米と園芸作物を組み合わせた複合的な経営や施設園芸等の集約的な経営など、経営規模の零細性を補う土地生産性の高い農業が展開されてきました。しかしながら、近年、農業従事者の減少や高齢化の進行などを背景として、耕作条件の悪い中山間地域や島しょ部のみならず、比較的條件に恵まれている平坦部においても農地の遊休化が進み、耕地利用率は全国平均91.7%を下回る83.8%まで低下し、耕作放棄地の増加も懸念されています。一方、担い手への農地集積率は28.5%と全国平均の56.2%に比べて低迷しています。

このため、今後においては、効率的かつ安定的な担い手の確保・育成を図るとともに、これら担い手への農地集積をより一層加速化させることにより、本県農業を、将来にわたって持続的に発展可能な生産構造へと改革していくことが喫緊の課題となっています。

当機構は、平成26年3月に県知事から「農地中間管理機構」として指定を受けるとともに、市町をはじめ、農業委員会、JAなど関係機関・団体との密接な連携のもと、国の農政改革の柱としてスタートした農地中間管理事業を積極的に推進し、地域農業の核となる認定農業者や新規就農者、集落営農法人をはじめとする担い手への農地の集積、集約化のほか、それら担い手の経営発展に必要な支援を総合的に実施するとともに、地域農業の振興を通じて耕作放棄地の発生防止や解消にも努めているところです。

2 平成30年度の実績

平成30年度事業の推進に当たっては、生産者に対する制度の周知と関係機関・団体との連携による推進体制の整備が不可欠であることから、平成29年度に引き続き、各市町、JAなど関係機関・団体のホームページや広報誌の活用、農業委員や生産者を対象とした研修会、説明会の開催等による周知活動を強化するなど積極的な周知活動に努めてきました。また、推進体制の充実を図るため、生産現場において、農地の出し手と受け手のニーズを把握して機構を通じた農地の利用集積を進める農地集積専門員24名（平成31年3月時点）を14市町に配置し、農地の出し手と受け手の顔の見える、きめ細かなマッチング活動を展開してきたところです。

こうした取組みの結果、平成30年度、香川県農地機構が借り入れた面積は29年度を25%程度上回る523ヘクタール、当機構を通じた担い手への転貸面積は、29年度を23%程度上回る532ヘクタール、そのうちの非担い手から担い手に新たに貸借された面積は、29年度を27%上回る285ヘクタールと、前年を大きく上回ることとなり、年間集積目標1,270ヘクタールに対する機構の寄与度は22%と全国平均の12%を上回り、都道府県別のランキングでは4位に位置づけられました。

3 令和元年度推進目標

香川県が平成26年3月に策定した「農地中間管理事業の推進に関する基本方針」に基づき、認定農業者、集落営農組織等の担い手が、令和5年(2023年)までの10年間で67%の農地を集積する姿を実現するため、令和5年度の集積目標面積を21,105haと設定し、その数値から令和元年度の年間集積目標を1,280haとしています。

① 農地の貸借

区 分		件 数	貸借面積	備 考
賃 貸 借		件	ha	
	借 入	2,000	615	
	貸付(転貸)	900	615	
使用貸借		件	ha	
	借 入	2,300	675	※675haのうち10haについては、保安全管理
	貸付(転貸)	1,400	665	
計		件	ha	
	借 入	4,300	1,290	
	貸付(転貸)	2,300	1,280	

② 農地の売買

区 分		件 数	売買面積	備 考
		件	ha	
買 入		30	6.0	
売 渡		30	6.0	

4 令和元年度重点推進事項

機構では、これまで明らかになった課題を踏まえて、令和元年度において重点的に取り組む事項を次のとおり定めるとともに、市町をはじめ関係機関・団体との密接な連携のもと、「人・農地プラン」の実質化の推進に積極的に参画することにより、地域の合意形成の場やリーダーを活用した効率的な面的農地集積・集約化の推進を図ることとしています。

- ① 様々な機会、媒体を通じたPR活動の継続的な実施
- ② 農業委員・農地利用最適化推進委員との連携強化による新規掘り起こし活動の強化
- ③ 市町等コーディネーター役を担う組織と一体となった人・農地プランの実質化の推進への参画
- ④ 農地の受け手となる担い手支援と一体となった農地集積・集約化の促進
- ⑤ 中山間地域等における貸付農地の掘り起こしとマッチング活動の強化
- ⑥ 高収益作物への転換を図る地区の掘り起こしの強化と遊休農地の解消活動の支援
- ⑦ 重点実施区域における耕作条件の改善を通じた利用集積の促進
- ⑧ 担い手間で分散している農地の交換による面的集約の加速化

5 重点推進事項の具体的な取組内容

① 様々な機会、媒体を通じたPR活動の継続的な実施

- ・ポスター掲示やチラシ配架、テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアを活用したPR活動に努めます。
- ・各関係機関の機関誌、民間企業の社内報等によるPR活動の強化を働きかけます。
- ・担い手団体等が主催する研修会等へ積極的に参加し、制度の啓発活動の一層の推進を図ります。

② 農業委員・農地利用最適化推進委員との連携強化による新規掘り起こし活動の強化

- ・人・農地のマッチングと農地利用の最適化推進を必須業務とする農地利用最適化推進委員については、昨年度中に全市町における体制が整ったことから、より一層の連携強化を働きかけてまいります。
- ・新規就農者等に対する相談活動や農地のあっせん活動を機構と農業委員会が一体的に行うなど就農定着に向けた支援を強化します。
- ・農業委員会が行う利用状況調査・利用意向調査から得られる遊休農地の情報を共有するとともに担い手の生産性向上が期待できる遊休農地については貸借に繋がるよう努めます。

③ 市町等コーディネーター役を担う組織と一体となった人・農地プランの実質化の推進への参画

- ・地域の農業を発展させていくため、市町、農業委員会、JA、土地改良区等コーディネーター役を担う組織と一体となって、地域での話し合いを活性化させ、人・農地プランの実質化の推進に向けた取り組みに参画してまいります。

④ 農地の受け手となる担い手支援と一体となった農地集積・集約化の促進

- ・農地・就農コーディネーターが、担い手側の視点に立ち、農業経営の発展に向けたアドバイスをを行いながら、農地集積・集約化を促進してまいります。
- ・経営意欲のある農業者が創意工夫を生かした農業経営を展開できるよう、農業会議と連携し、月 1 回のペースで経営戦略に向けた会議を開催してまいります。

⑤ 中山間地域等における貸付農地の掘り起こしとマッチング活動の強化

- ・中山間地など条件が不利なことから借受希望者が不足している地域において、市町、農業委員会、県関係部局と連携しつつ農業者の合意形成を図りながら、農地集積専門員による一定規模以上の貸付農地の掘り起こし、団地化を進めます。
- ・機構を通じて地域でまとまった農地を借り受け規模拡大を図る集落営農法人に対する補助制度を活用し、集落営農の法人化と農地の面的な集積・集約化を図ってまいります。

⑥ 高収益作物への転換を図る地区の掘り起こしの強化と遊休農地の解消活動の支援

- ・中山間地など条件不利地域において担い手の参入を促進するためには、農地の集約化とともに収益性の高い作物への転換が必要なことから、国や県の施策の活用が可能となる地区の出し手の掘り起こし活動を強化してまいります。
- ・特に、農地の流動化が進みにくい樹園地については、借受希望と貸付希望のマッチングの早い段階から、果樹産地協議会への情報提供に努めるなど連携を強化します。

⑦ 重点実施区域における耕作条件の改善を通じた利用集積の促進(別紙1参照)

- ・重点実施区域及びモデル地区を、集落営農推進地区、基盤整備推進地区、日本型直接支払推進地区を中心に、県及び市町と協議のうえ設定し、関係機関・団体との緊密な連携の下、重点的に機構事業の推進を図るとともに、受益者の同意・負担を求めない土地基盤整備等、新たな土地改良制度の活用に向け、県、市町、土地改良区等との連携を密にして取り組んでまいります。
- ・機構が主体となって条件の良くない農地の簡易な基盤整備や遊休農地の再生作業等を行うことでマッチングの促進に繋げる事業を推進し、農地の集積・集約化と併せて遊休農地の解消も図ってまいります。

⑧ 担い手間で分散している農地の交換による面的集約の加速化

- ・担い手ごとに分散している農地を担い手間で交換することにより、農地の集約化に取り組みます。
- ・県や市町等が進める「人・農地プラン」の実質化に向けた地域の話合い活動にも積極的に参画し、担い手ごとの面的集約の加速化に貢献します。

農地中間管理事業の重点実施区域(重点地域)及びモデル地区(令和1年6月6日現在)

	重点実施区域・モデル地区		区域(地区)内の農地面積(ha)	重点的に取り組んでいる関連施策等
		モデル地区		
高松市	牟礼町王子地区		16	基盤整備、集落営農
	東植田地区		27.1	基盤整備
丸亀市	飯山町西の山地区		40	集落営農
	飯山町長閑地区		85	集落営農
	綾歌町旭地区		27	集落営農
	綾歌町天神地区		11.25	基盤整備
	飯山町川原地区		73.1	担い手の法人化
	飯山町割古地区		5.54	基盤整備
	飯山町安川地区		15.8	基盤整備
	飯山町三谷中地区		12.3	基盤整備
	飯山町一里塚地区		8.46	基盤整備
	綾歌町板井戸地区		11.8	基盤整備
	飯山町樋ノ口地区		39.4	基盤整備
	坂出市	府中町三区地区		189
高屋町松ヶ浦地区			17.26	基盤整備
大屋富町満ノ尻地区			9.44	基盤整備
青海町北代・南代地区			18.19	基盤整備
江尻町末包地区			20.63	基盤整備
林田町與北地区			6.23	基盤整備
善通寺市	鉢伏地区		32	集落営農、基盤整備、多面的機能支払
	櫛梨地区		28	集落営農
観音寺市	植田・村黒・坂本地区		79	基盤整備
	立石地区		13	認定農業者等、集落営農
	油井・大畑・山田地区		84	基盤整備
	永田・川原堂地区		6.6	基盤整備
さぬき市	鴨部東地区	○	77	認定農業者等、基盤整備、多面的機能支払
東かがわ市	友村地区		16	集落営農、中山間直払
三豊市	豊中町北部地区		108.8	集落営農、基盤整備、多面的機能支払
	山池地区		60.6	基盤整備
	大上地区		8.1	基盤整備
土庄町	伊喜末地区		70	集落営農、鳥獣害対策
小豆島町	池田地区		149	認定農業者等、基盤整備
三木町	田中北部地区		58	基盤整備、集落営農、多面的機能支払
	鍋淵地区		3.6	基盤整備
綾川町	山田地区		49	基盤整備、集落営農、多面的機能支払
	羽床上地区	○	27	基盤整備、集落営農、多面的機能支払
	奥谷下地区		14	集落営農、中山間直払
	羽床下地区	○	43.1	集落営農
	九十原地区		10	集落営農
	鎌手地区		12.1	基盤整備、集落営農
琴平町	下櫛梨地区		23	集落営農、多面的機能支払
多度津町	青木地区		38	集落営農、多面的機能支払
まんのう町	池田地区		7	集落営農
	江畑西地区		11.5	集落営農
	西高篠宮東地区		13.4	集落営農
	公文下地区		30.4	集落営農 基盤整備
計	46地区	3地区		

※指定解除地区: 檀紙中間地区(高松市)、山下地区(善通寺市)、上種子地区(まんのう町)

重点実施区域	農地中間管理事業の実施に関する規程第2条の基準に基づき、農地中間管理事業が効率的かつ効果的に実施され、農用地の利用の効率化及び高度化を促進する効果が高い区域として、機構が市町からの申請を受け県の意見を求めて指定した区域
モデル地区	重点地域のうち、農地中間管理事業を推進する上でモデル性が高く、周辺地域への波及効果が特に高い区域として、機構が県の意見を踏まえ選定した地区